

一、最新中国法令

● 关于扩大对外开放积极利用外资若干措施的通知

【发布单位】国务院

【发布文号】国发〔2017〕5号

【发布日期】2017-01-17

【内容提要】该通知提出：

进一步扩大对外开放	
1.	修订《外商投资产业指导目录》及相关政策法规，放宽服务业、制造业、采矿业等领域外资准入限制。
2.	服务业重点放宽银行类金融机构、证券公司、证券投资基金管理公司、期货公司、保险公司、保险中介机构外资准入限制，放开会计审计、建筑设计、评级服务等领域外资准入限制，推进电信、互联网、文化、教育、交通运输等领域有序开放。
3.	制造业重点取消轨道交通设备制造、摩托车制造、燃料乙醇生产、油脂加工等领域外资准入限制。采矿业放宽页岩、油砂、页岩气等非常规油气以及矿产资源领域外资准入限制。石油、天然气领域对外合作项目由审批制改为备案制。
4.	外商投资企业和内资企业同等适用“中国制造 2025”战略政策措施。鼓励外商投资高端制造、智能制造、绿色制造等，以及工业设计和创意、工程咨询、现代物流、检验检测认证等生产性服务业。
5.	支持外资依法依规以特许经营方式参与基础设施建设，包括能源、交通、水利、环保、市政公用工程等。相关支持政策同等适用于外资特许经营项目建设运营。
6.	支持内外资企业、科研机构开展研发合作。支持外商投资企业建设研发中心、企业技术中心，申报设立博士后科研工作站。根据对等原则，允许外商投资企业参与承担国家科技计划项目。外商投资企业同等适用研发费用加计扣除、高新技术企业、研发中心等优惠政策。
7.	对持有外国人永久居留证的外籍高层次人才创办科技型企业，给予中国籍公民同等待遇。
进一步创造公平竞争环境	
8.	各地区各部门要严格执行国家政策法规，确保政策法规执行的一致性，不得擅自增加对外商投资企业的限制。

一、最新中国法令

● 对外开放を拡大し外資を積極的に活用することに関する若干措置についての通知

【発布機関】国务院

【発布番号】国発〔2017〕5号

【発布日】2017-01-17

【概要】本通知では以下の通り提起している。

対外開放を一層拡大する	
1.	「外商投資産業指導目録」及び係る政策法规を改正し、サービス業、製造業、採鉱業などの分野への外資参入制限を緩和する。
2.	サービス業では、銀行類金融機関、証券会社、証券投資ファンド管理会社、先物会社、保険機構、保険仲介機構への外資参入制限を重点的に緩和し、会計監査、建築設計、格付けサービスなどの分野への外資参入を自由化し、電信、インターネット、文化、教育、交通輸送などの分野の秩序立った開放を推進する。
3.	製造業では、軌道系交通設備の製造、オートバイの製造、バイオマスエタノールの生産、油脂加工などの分野への外資参入制限を重点的に廃止する。採鉱業では、オイルシェール、オイルサンド、シェールガスなどの非在来型石油・ガス及び鉱産資源分野への外資参入制限を緩和する。石油、天然ガス分野における対外的な提携プロジェクトは審査許可制から届出制に切り替える。
4.	外商投資企業に対しては、内資企業と同等に「中国製造 2025」戦略政策措置が適用される。外国投資者によるハイエンド製造、インテリジェント製造、エコ製造など、及び工業デザイン・クリエイティブ、建設コンサルティング、現代物流、検査検測認証などの生産型サービス業への投資を奨励する。
5.	外資が法及び規則に依拠してフランチャイズ方式でエネルギー、交通、水利、環境保護、市政公用工事などを含むインフラ建設に参加することを支持する。関連支持政策は、外資フランチャイズ経営プロジェクトの建設運営に対しても同等に適用する。
6.	内資・外資企業、科学研究機構による R&D 提携を支持する。外商投資企業による R&D センター、企業技術センターの建設、ポストクのための科学研究センターの設立申請を支持する。対等の原則に従い、外商投資企業が国家科学技術計画プロジェクトに参加することを認める。R&D 費用の税引前加算控除、ハイテク企業、R&D センターなどへの優遇措置を外商投資企業にも同等に適用する。
7.	外国人永久居留証を所持する外国籍高度人材が科学技術型企業を設立運営する場合、中国籍公民と同等の待遇を与える。
公平な競争環境を引き続き創出する	
8.	各地域の各部門は国の政策法规の実施を厳格に徹底し、政策法规の実施において整合性を保たなければならない、外商投資企業に対する制限

<p>9. 除法律法规有明确规定或确需境外投资者提供信息外,有关部门要按照内外资企业统一标准、统一时限的原则,审核外商投资企业业务牌照和资质申请。</p> <p>10. 促进内外资企业公平参与中国标准化工作。</p> <p>11. 在政府采购中,对外商投资企业在我国境内生产的产品平等对待。</p> <p>12. 依法依规严格保护外商投资企业知识产权。</p> <p>13. 支持外商投资企业拓宽融资渠道,如上市、发行债券等。</p> <p>14. 深化外商投资企业注册资本制度改革。除法律、行政法规另有规定外,取消外商投资公司的最低注册资本要求,落实内外资企业统一的注册资本制度。</p>
<p>进一步加强吸引外资工作</p> <p>15. 允许地方政府在法定权限范围内制定出台招商引资优惠政策。</p> <p>16. 支持中西部地区、东北地区承接外资产业转移。</p> <p>17. 支持外商投资项目用地。外商投资企业与内资企业同等适用相关用地政策。继续对集约用地的鼓励类外商投资工业项目优先供应土地,在确定土地出让底价时可按不低于所在地土地等别相对应全国工业用地出让最低价标准的70%执行。</p> <p>18. 推进外资跨国公司本外币资金集中运营管理改革。积极吸引跨国公司在中国设立地区总部和采购中心、结算中心等功能性机构,允许外资跨国公司开展本外币资金集中运营。</p> <p>19. 完善外商投资企业外债管理制度。统一内外资企业外债管理,改进企业外汇管理,提高外商投资企业境外融资能力和便利度。</p> <p>20. 深化外商投资管理体制改革。 推进对外商投资全面实施准入前国民待遇加负面清单管理模式,简化外商投资项目程序和管理程序。推进审批环节并联办理,缩短海关登记、申领发票等环节办理时间。加大电子政务建设力度,推行一口受理、限时办结、进度可查询,提升外商投资管理信息化水平。推进自由贸易试验区建设,在更大范围推广复制经验。</p>

【法令全文】请点击以下网址查看:
http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-01/17/content_5160624.htm

<p>をみだりに増やしてはならない。</p> <p>9. 法律法规に明確な規定があり、又は海外投資者による情報提供が確かに必要である場合を除き、関係部門は、内資・外資企業に対して、統一基準、統一期日の原則に従い、外商投資企業事業免許及び資格の申請を審査許可しなければならない。</p> <p>10. 内資・外資企業が中国の規格化制定作業に公平に参加するよう促す。</p> <p>11. 政府調達において、外商投資企業が中国国内で生産した製品を平等に取り扱う。</p> <p>12. 法及び規則に依拠して外商投資企業の知的財産権を厳格に保護する。</p> <p>13. 外商投資企業の融資ルート拡大をサポートする。例えば、株式上場、債券発行など。</p> <p>14. 外商投資企業登録資本制度改革を推し進める。法律、行政法規に別途規定がある場合を除き、外商投資企業に対する最低登録資本の要求を廃止し、内資・外資企業の登録資本制度一本化を実施する。</p>
<p>外資誘致業務を一層強化する</p> <p>15. 地方政府が法定の権限範囲内で、企業誘致のための優遇措置を制定し公布することを認める。</p> <p>16. 中西部地域、東北地域が外資産業の移管を受け継ぐことを支持する。</p> <p>17. 外商投資プロジェクトの用地を支持する。外商投資企業には内資企業と同等に関連用地政策が適用される。土地を集約して使用する奨励類外商投資工業プロジェクトに対しては、引き続き土地を優先的に供給し、土地払下最低価格を確定する場合には、所在地の土地等級に対応する全国工業用地払下最低価格基準の70%を下回らない基準で実施することができる。</p> <p>18. 外資系多国籍企業の人民元・外貨資金集中运营管理改革を推し進める。多国籍企業が中国で地域本部及び仕入れセンター、決済センターなどの機能型機関を設立するよう積極的に誘致し、外資系多国籍会社が人民元・外貨資金集中運営を行うことを認める。</p> <p>19. 外商投資企業外債管理制度を整備する。内資・外資企業の外債管理を一本化し、企業の外債管理を改善し、外商投資企業の国外における資金調達能力及び利便性を向上させる。</p> <p>20. 外商投資管理体制を推し進める。 外国投資者による投資に対し、参入前内国民待遇+ネガティブリストという管理方法の全面的な実施を推進し、外商投資プロジェクト管理手順及び外商投資企業の設立、変更の管理手順を簡素化する。審査許可段階における同時手続きを推進し、税関登記、発票の受領申請などの段階での手続き期間を短縮する。電子政府建設にさらに力を入れ、受理窓口を一本化する、期限までに手続きを完了する、進み具合を照会できるように推進し、外商投資管理情報化水準を向上させる。自由貿易試験区の建設を推進し、より広い範囲へ経験を普及、複製する。</p>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-01/17/content_5160624.htm

● [关于做好贯彻落实《政府核准的投资项目目录（2016 年本）》有关外资工作的通知](#)

【发布单位】国家发展和改革委员会
 【发布文号】发改外资规〔2017〕111 号
 【发布日期】2017-01-14
 【内容提要】为落实《政府核准的投资项目目录（2016 年本）》，该通知对外商投资项目核准和备案管理事宜明确如下：

实行核准制的外商投资项目的范围
（一）《外商投资产业指导目录》中总投资（含增资）3 亿美元及以上限制类项目，由国家发展和改革委员会核准，其中总投资（含增资）20 亿美元及以上项目报国务院备案。
（二）《外商投资产业指导目录》中总投资（含增资）3 亿美元以下限制类项目，由省级政府核准。
（三）前两项规定之外的属于《政府核准的投资项目目录（2016 年本）》第一至十项所列的外商投资项目，按照《政府核准的投资项目目录（2016 年本）》第一至十项的规定核准。
实行备案制的外商投资项目的范围
核准范围之外且不属于《外商投资产业指导目录》中禁止类的外商投资项目，由地方发展改革部门备案。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/gfxwj/201701/t20170117_835331.html

● [「政府認可の投資プロジェクト目録\(2016 年版\)」実施徹底に関連する外資業務を遂行することに
 関する通知](#)

【発布機関】国家發展改革委員會
 【発布番号】发改外資規〔2017〕111 号
 【発布日】2017-01-14
 【概要】「政府認可の投資プロジェクト目録(2016 年版)」を実施するために、本通知では、外商投資プロジェクトの認可と届出管理について、以下の通り明確にしている。

認可制を実施する外商投資プロジェクトの範囲
（一）「外商投資産業指導目録」において総投資額（増資を含む）が 3 億米ドル以上の制限類プロジェクトは国家發展改革委員會が認可し、そのうちの総投資額（増資を含む）が 20 億米ドル以上のプロジェクトは國務院に届出を行う。
（二）「外商投資産業指導目録」において総投資額（増資を含む）が 3 億米ドル以下の制限類プロジェクトは省級政府が認可する。
（三）前 2 項の規定以外の「政府認可の投資プロジェクト目録(2016 年版)」の第一項目乃至第十項目に挙げられた外商投資プロジェクトは、「政府認可の投資プロジェクト目録(2016 年版)」の第一項目乃至第十項目の規定に基づき認可する。
届出制を実施する外商投資プロジェクトの範囲
認可範囲外であり、尚且つ「外商投資産業指導目録」の禁止類に該当しない外商投資プロジェクトは、地方發展改革部門にて届出を行う。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/gfxwj/201701/t20170117_835331.html

● [污染地块土壤环境管理办法（试行）](#)

【发布单位】环境保护部
 【发布文号】环境保护部令 第 42 号
 【发布日期】2017-01-18
 【实施日期】2017-07-01
 【内容提要】根据该办法：

适用范围
拟收回土地使用权的，已收回土地使用权的，以及用途拟变更为居住用地和商业、学校、医疗、养老机构等公共设施用地的疑似污染地块和污染地块相关活动及其环境保护监督管理，适用该办法。
定义
<ul style="list-style-type: none"> 疑似污染地块，是指从事过有色金属冶炼、石油加工、化工、焦化、电镀、制革等行业生产经营活动，以及从事过危险废物贮存、利用、处置活动的用地。 按照国家技术规范确认超过有关土壤环境标准的疑似污染地块，称为污染地块。
治理原则
<ul style="list-style-type: none"> 按“谁污染、谁治理”原则，造成土壤污染

● [汚染区画地土壤環境管理弁法\(試行\)](#)

【発布機関】環境保護部
 【発布番号】環境保護部令 第 42 号
 【発布日】2017-01-18
 【実施日】2017-07-01
 【概要】本弁法によると、以下の通りである。

適用範囲
土地使用权を回收する予定である、土地使用权を回收済みである、及び用途を住宅地、商業、学校、医療、老人ホームなどの公共施設用地に変更する予定の汚染の疑いがある区画地及び汚染区画地の関連活動及びその環境保護の監督管理に本弁法を適用する。
定義
<ul style="list-style-type: none"> 汚染の疑いがある区画地とは、非鉄金属の製錬、石油加工、化学工業、コークス化、電気メッキ、皮革製造などの業種における生産经营活动、及び危険廃棄物の貯蔵・利用・処分に関わったことのある用地を指す。 国家技術規範に従い係る土壤環境基準を超えていることか確認されている汚染の疑いのある区画地を汚染区画地と称する。
整備の原則
<ul style="list-style-type: none"> 「汚染者が整備する」との原則に従い、土壤汚染

的单位或个人应承担治理与修复的主体责任。

- 责任主体发生变更的，由变更后继承其债权、债务的单位或个人承担责任。
- 责任主体灭失或不明确的，由所在地县级政府担责。
- 土地使用权依法转让的，由受让人或双方约定的责任人担责。
- 土地使用权终止的，由原土地使用权人对其使用该地块期间所造成的土壤污染承担相关责任。
- 土壤污染治理与修复实行终身责任制。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bl/201701/t20170118_394953.htm

をもたらした組織又は個人が整備と修復の主体责任を負わなければならない。

- 責任主体に変更が生じた場合、変更後にその債権、債務を引き継いだ組織又は個人が責任を負わなければならない。
- 責任主体が滅失し又は不明瞭である場合、所在地の県級政府が責任を負う。
- 土地使用権を法に依拠し譲渡する場合、譲受人又は双方で取り決めた責任主体が責任を負わなければならない。
- 土地使用権を終了する場合、元の土地使用権者が当該土地を使用していた期間中に引き起こした土壤汚染について係る責任を負わなければならない。
- 土壤汚染の整備と修復について終身責任制を実施する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bl/201701/t20170118_394953.htm

● 上海市工商行政管理局关于违反《广告法》行政处罚裁量基准

【发布单位】上海市工商行政管理局

【发布文号】沪工商规〔2017〕2号

【发布日期】2017-01-10

【实施日期】2017-02-10 至 2020-06-30

【内容提要】根据该法令：

- 对违反《广告法》的行政处罚，应当区分不予处罚、减轻处罚、从轻处罚、从重处罚的适用情形，依法在可以给予的法定处罚种类和法定处罚幅度内选择适当的处罚种类或处罚幅度给予处罚。法律、法规、规章规定数个行政处罚种类可以并处的，从重处罚时选择并处；从轻或减轻处罚时选择单处或并处。法律、法规、规章规定数个行政处罚种类应当并处的，只有在减轻处罚时可以选择单处，其他情形应当实施并处。
- 罚款为一定金额（如广告费用、违法所得等）倍数的，从重处罚时应当不低于居中倍数；从轻处罚时应当低于居中倍数，但不低于最小倍数；减轻处罚时应当低于最小倍数。
- 罚款为一定区间内金额的，从重处罚应当不少于最高金额的 50%；从轻处罚应当少于最高金

● 「广告法」違反に対する上海市工商行政管理局による行政処罰裁量基準

【発布機関】上海市工商行政管理局

【発布番号】滬工商規〔2017〕2号

【発布日】2017-01-10

【実施日】2017-02-10 から 2020-06-30 まで

【概要】本法令によると、以下の通りである。

- 「广告法」違反に対する行政処罰は、処分しない状況、処分を軽減する状況、軽きに従い処分する状況、重きに従い処分する状況に区分し、科すことができる法定処分の種類と法定処分の程度の範囲内で処分の種類又は程度を法に依拠し適宜に選択し処分しなければならない。法律、法規、規則において複数種類の行政処罰を併科できると規定されている場合、重きに従い処分するとき、併科に処する。軽きに従い処分する又は処分を軽減するとき、単科又は併科に処する。法律、法規、規則において複数種類の行政処罰を併科しなければならないと規定されている場合、処分を軽減する場合に限り単科に処せられるが、それ以外はすべて併科しなければならない。
- 過料が一定金額（例えば、広告費用、違法所得など）の倍数である場合、重きに従い処分する場合、真ん中の倍数を下回ってはならない。軽きに従い処分する場合、真ん中の倍数を下回る金額でなければならないが、最小倍数を下回ってはならない。処分を軽減する場合、最小倍数を下回る金額でなければならない。
- 過料の金額について一定の幅が設けられている場合、重きに従い処分するとき、最高金額の 50%を下回ってはなら

额的 30%，但不少于最低金额；减轻处罚时应当少于最低金额。

- 在广告主、广告经营者、广告发布者、广告代言人等角色中，广告主应当对广告违法行为承担主要责任，对广告主的处罚裁量不轻于对其他广告活动主体的处罚裁量，广告主有证据表明其受到欺骗或其他主体未履行委托事项的除外。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.sgs.gov.cn/shaic/html/govpub/2017-01-13-0000009a201701120001.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

● 竞争法案例：滥用市场支配地位、强制搭售

日前，某市盐业公司由于滥用市场支配地位，强制搭售行为，被工商部门责令停止违法行为、没收违法所得，并处罚款。

当事人在该市行政区域内的食盐批发市场占据 100% 的市场份额，具有法定的市场垄断地位。2014 年 01 月至 2015 年 03 月，为完成目标销售任务，当事人组织和要求其下属分公司在向零售商销售普通畅销盐时，强制搭售滞销盐。

工商部门认为：此强制搭售行为不是当事人基于自身正常经营活动及正常效益而采取，影响了正常的市场供求关系和经济运行效率，损害了零售商和消费者利益。根据《反垄断法》第四十七条规定，责令其停止违法行为、没收违法所得，并处 2014 年度在相关区域食盐销售额 1% 的罚款，合计人民币 97 万元。

（里兆律师事务所 2017 年 01 月 22 日编写）

ない。軽きに従い処分するときは最高金額の 30% を下回る金額でなければならないが、最低金額を下回ってはならない。処分を軽減する場合、最低金額を下回る金額でなければならない。

- 広告主、広告事業者、広告掲載者、イメージキャラクターなどについて、広告主が違法広告行為に対して主要責任を負わなければならない、広告主に対する裁量処分の程度は他の広告活動主体に対する裁量処分の程度より軽くなってはならない。但し、広告主は自分が騙されたこと又は他の主体が委託事項を履行していないことを証明できる場合、この限りではない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.sgs.gov.cn/shaic/html/govpub/2017-01-13-0000009a201701120001.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

● 競争法事案：市場支配的地位を濫用し、抱き合わせ販売を強制的に実施させた

先頃、某市の製塩業を営む企業が市場支配的地位を濫用し、抱き合わせ販売を強制的に実施させたとして、工商部門が違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、過料を併科した。

当事者は該当市の行政区域内的の製塩卸売市場において 100% のマーケットシェアを占め、法定の市場独占的地位を有していた。2014 年 1 月から 2015 年 3 月までの期間において、売上目標を完成させるために、当事者は小売業者へ売れ行きがよい製塩を販売する際に売れ行きの悪い製塩とセットで販売するよう自社に隷属する分公司に強制していた。

工商部門は、このような抱き合わせ販売の強制は当事者が自社の正常な経営活動及び正常な収益に基づき実施したものではないため、市場における正常な供給関係と経済成長率に影響を与え、小売業者と消費者の利益が害されたと判断し、「独占禁止法」第四十七条規定に基づき、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、2014 年度の関係区域における製塩売上の 1% にて合計で 97 万円の過料を併科した。

（里兆法律事務所が 2017 年 1 月 22 日付で作成）

三、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- [外国人来华工作许可制度](#)
- [高尔夫球场会员权案件](#)
- [债权回收案件](#)

三、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- [外国人中国在留就業許可制度](#)
- [ゴルフ場会員権案件](#)
- [債権回収案件](#)